

取引条件説明書（要約）

<本旅行条件書の意義> この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

募集型企画旅行契約

・この旅行は（一社）佐渡観光交流機構が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

・旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

申込にあたってのお願い

・複数の参加者を一度にお申込みになる場合は、代表者を定めその代表者の方からお申込みください。当社は、お申込みいただいた方を契約責任者として契約締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を行います。

・15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。

・お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。

申込みの方法と旅行契約の成立予約

・お申込フォームの内容入力画面に必要事項を記載の上お申し込みください。また、旅行代金の支払いが確認できた時点で旅行契約の成立となります。

旅行代金のお支払について

・旅行代金は、当社指定の決済方法にてお支払いいただきます。（オンライン決済、郵便振替口座への送金など）

確定書面の送付について

・お申込・決済が確認された方へは、チケットと一緒に確定書面（日程表・注意事項）をお送り致します。

旅行契約の解除

・お客様のご都合により、ご予約をキャンセルされる場合は、キャンセル料が発生する場合がございます。

【宿泊を伴うツアー】

・ツアー開催日の20日目前～11日前まで…旅行代金の20%以内

【日帰り】

・ツアー開催日の10日目前～8日前まで…旅行代金の20%以内

・ツアー開催日の7日目前～2日前まで…旅行代金の30%以内

・ツアー開催の前日の解除…旅行代金の40%以内

・ツアー開催の当日の解除…旅行代金の50%以内

・ツアー開催後の解除または無連絡不参加の場合…旅行代金の100%

旅行代金の払い戻し

当社は、旅行契約の解除及び旅行内容の変更により、お客様に払い戻しが生じたときは、旅行開始前にあつては解除の翌日から7日以内に、旅行が終了している場合は、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻しをします。その際には、お客様の銀行振り込み口座などを当社に連絡をしてください。

当社の責任

・当社はツアーの履行にあたって、当社又はインストラクターが故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内（手荷物に関するものは14日以内）に当社に通知があった場合に限りです。また、手荷物に生じた損害についての賠償限度額は1人15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません）とします。

お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合において、当社は原則として前号の責任を負いません。

- ・天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ・運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更
- ・目的地滞在時間の短縮
- ・運送・宿泊機関の事故もしくは火災またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ・官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ・自由行動中の事故
- ・食中毒
- ・盗難

お客様の責任

- ・お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- ・お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の手配旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- ・お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、旅行地において速やかに当社にその旨を申し出なければなりません。

個人情報の取り扱いについて

お客様より送信頂いた個人情報は利用目的以外でお客様の個人情報を利用することはありません。

契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型旅行契約の部）によります。印刷した当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。また、当社ホームページ（<https://www.visitsado.com/>）からもご覧になれます。